

若手弁護士に対する助成金給付に関する規程

第1章 総則

(根拠)

第1条 一般財団法人佐々木泰樹育英会（以下「本財団」という。）定款第4条第4項に基づき、この規程を定める。

第2章 助成金の給付

(助成者の資格)

第2条 本財団から助成金の給付を受ける者（以下「助成者」という。）は、日本国籍を有し、弁護士として活動し、次の各号の全てに該当するものとする。

(1) 東京都内で弁護士として活動する者

(2) 応募年の4月1日現在における年齢が32歳以下または司法試験合格より4年間を超えない者

(3) 本財団の主催する法律勉強会に毎回参加が可能な者

(4) 考え方が優れ、公正かつ自由な社会の実現に寄与する弁護士を志す者

(助成金の給付期間及び金額)

第3条 助成金の給付期間は、理事会が決定する。

2 助成者の人数及び給付月額は、毎事業年度の事業計画を勘案し、理事会が決定する。

3 助成金は、第9条第2号、第3号、第4号又は第6号の各規定に該当する場合を除き、返還を要しない。

(助成者応募手続)

第4条 助成希望者は、別途定める応募要領に従い、本財団の指定する書類を本財団に提出する。

(助成者選考手続)

第5条 理事会は、選考分科会の答申を経て、助成者となる資格を付与する者（以下「合格者」という。）を選考する。

2 選考分科会は、助成希望者について、書類選考を実施した後、面接を実施することができる。

(決定通知)

第6条 理事長は、助成金給付通知書授与式において、合格者に対し、同通知書を授与する。

2 合格者は、前項に定める通知書の受領をもって、助成者たる地位を取得する。

3 合格者は、正当な理由なく、1項に定める授与式に欠席した場合、助成者となる資格を失う。

(助成金の給付)

第7条 助成金の給付は、本財団が指定する金融機関に設けた助成者本人名義の預金口座に、毎月末日限り、1か月分を振り込む方法により行う。ただし、特別の事情がある者については、この限りではない。

(助成金の給付の停止)

第8条 本財団は、助成者が弁護士活動を休止したときは、当該期間中、助成金の給付を停止することができる。

(助成金の打ち切り)

第9条 本財団は、助成者が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、助成金の給付を打ち切ることができる。

(1) 弁護士たる地位を喪失したとき

(2) 弁護士としての責務を怠るなど、その言動が本財団の助成者として適切でないとき

(3) 内容虚偽の書類を提出するなど、応募手続又は選考手続において、不誠実な行為があったことが判明したとき

(4) 助成者としての義務を怠ったとき

(5) 助成金の給付を受けることを辞退したとき

(6) 助成者の知人の本財団関係者が他の本財団関係者に推薦を働きかけたことが判明したとき

(7) その他助成金の支給を要しない理由が生じたとき

(助成者の義務)

第10条 助成者は弁護士活動において、優れた考え方を披瀝し、社会貢献に務めなければならない。

2 助成者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく本財団に届け出なければならない。

(1) 弁護士たる地位を喪失したとき

(2) 弁護士活動を長期間休止するとき

(3) 弁護士会から懲戒処分を受けたとき

(4) 住所、氏名、連絡先電話番号等を変更したとき

(5) 助成金の支給を要しない理由が生じたとき

(6) その他本財団が助成者に事前に指定した事由が発生したとき

3 助成者は、本財団が主催する法律勉強会、懇親会等への参加を要請された場合、特段の事情がない限り、これに出席しなければならない。

第3章 補則

(実施細則)

第11条 この規程の実施について必要な細則は、理事長が別に定める。

附則

1 本規程は、2019年7月22日から施行する。